

# I 第16回WGの意見等報告

平成27年5月15日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



# 1. 第16回WGにおける意見等報告（航空） -

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料1	第15回WGの意見等報告	<p>（意見）（関係団体）（海上通関WG）</p> <p>今後データを輸出者からもらうケースが増えることが予想される。輸出者から頂くデータは、10桁目のNACCS用コードが入っている。更改時点では10桁目は入力はなくても、さらに今後のことを勘案すると10桁目を入力可能とする空白のスペースを設定しておくことはできないか？</p> <p>航空では少額の取り扱いが多いと聞いているが、このような要望は出ていないのか？</p>	<p>輸出統計品目番号における10桁目のNACCS用コードは、入力された統計品目番号に誤りがないかを判別する機能（チェックディジット）が設定されており、空白のスペースとして任意で入力可能とする仕様には出来ません。</p> <p>しかしながら、仮にI V A業務等で10桁の統計品目番号が入力された場合、E D Aでは先頭から9桁まで呼出しを可能とすることを検討致します。</p>
		<p>輸出入事項登録の改善：項番3「輸入申告事項登録（I D A）」業務の改善（担保・保険・評価）</p>	<p>（意見）（関係団体）</p> <p>担保についても要チェック項目であるので、有効期限の注意喚起を行って頂くよう再度要請する。</p>	<p>他の委員の御意見も踏まえ検討致します。</p>
2	資料2	サブWG検討結果：損害保険業務のシステム化< 2 >	<p>（意見）（海上 通関WG）</p> <p>現在、B P時の包括保険がI B P時に期限切れになった場合、手計算で算出した保険金額を入力し、かつ、各欄のB P R金額欄に保険を含んだ申告価格を入力している。</p> <p>B P、I S、特例（輸入引取り）後に実施する輸入申告の際、該当する包括保険の有効期間が切れた場合、次期ではどのような措置をとるのか？また、このようなケースで手計算で保険金額を入力した場合、そのデータは【包括保険使用実績データ】に反映されるのか？</p>	<p>B P及輸入（引取）申告（以下「B P等」という。）後に実施するI B P及び特例申告において、包括保険が有効期間内であるかのチェックは、B P等の申告日で行っています。また、新規業務で登録した包括保険情報であれば、適用期間終了後、一定期間（7年間想定）D Bを保持する予定です。したがって、有効期間が切れた場合においても、新規業務で登録した包括保険を使用した申告については、システムで計算が可能です。</p> <p>I Sにつきましては、I S Wを行った日でチェックを行っているため、I S W時に有効期間が切れている場合は、システムで計算はされません。</p> <p>なお、システムに登録された包括保険情報を使用せず、手計算で保険金額を入力する場合は、包括保険実績データに反映されません。</p>
			<p>（意見）（航空 通関WG）</p> <p>システム化されてからは、包括保険適用期限を登録すると期限切れ間近になると「注意喚起メッセージ」が出力されるということだが、切り替え前に登録された包括保険についても同様に「注意喚起メッセージ」が出力されるのか？</p> <p>使用期日の設定用パスワードの運用について、申請者が複数の通関業者に伝えてしまった場合、変更が様々な通関業が行える設定となってしまうその点の対策は何かあるのか？</p>	<p>現行NACCSにおいて登録した包括保険についても、I D A業務実施時が適用終了年月日の2週間前を過ぎている場合、注意喚起メッセージが出力されます。</p> <p>通関業者が、輸入者の了解無しにそのパスワードを使用して適用期間の変更等を行ってしまうことは起こり得ないと考えておりますが、その様な事態を未然に防ぐ意味でも、定期的にパスワードの変更を行うことをお勧めします。なお、パスワードの変更を行う事が出来るのは損害保険会社のみです。</p>
			<p>（意見）（関係団体）</p> <p>現在、一般輸入と特例輸入で輸出入者コードを分けているが、両コードで同一の包括保険を使用する可能性がある。このため、ひとつの包括保険番号が両コードに適用できるようにしていただきたい。</p> <p>今回、新設される「包括保険使用実績データ」について、出力項目に輸入申告（I D A / I D C）時の荷主記事欄の情報を追加していただきたい。</p>	<p>包括保険番号に対し、輸出入者コードはキー項目となっているため、先頭8桁が異なる2つの輸出入者コードに適用することはできません。ご意見のように、輸出入者コードを使い分ける場合は、損害保険会社に包括保険番号の追加払い出しを依頼してください。</p> <p>御意見を踏まえ検討致します。</p>

# 1. 第16回WGにおける意見等報告（航空） -

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
3	資料6	マイナンバー（法人番号）に係る対応	<p>（意見）（関係団体）（海上 通関WG）                      現行、航空の一部の貨物のみ必須で入力している『識別符号』について、次期では必須入力の項目としているが、これには反対で、任意としていただきたい。必須入力の項目とするならば、輸入者情報のみの符号としていただきたい。ここでいう輸入者情報のみの符号とは、「個人から法人」を例にすると輸入者の情報「法人」のみを識別符号入力対象として必須とし、輸出者の情報「個人から」については識別符号の対象から外していただきたいと言う事である。基本的には、必須とすることには、反対である。</p>	<p>「識別符号」につきましては、皆様のご意見を踏まえ検討したうえで、再度、WGに提示いたします。</p>
			<p>（意見）（航空 通関WG）                      17桁のNACCS用輸出入者コードについては、NACCS / 税関でデータ管理され、利用者に無償提供される必要があると考える。また、新旧対照表についても同様と考える。</p> <p>『識別符号』の運用は、通関業者にとって過大な負担となる懸念があり、物流の迅速化に逆行している。現状の2種類が運用上の限界と思われるため再考いただきたい。</p>	<p>法人番号の管理等（新旧対照表を含む）は、御意見を踏まえ関係者と相談の上、検討致しますが、管理対象数が膨大であり、その費用負担をどなたに求めるかも検討の課題と考えております。</p> <p>「識別符号」につきましては、皆様のご意見を踏まえ検討したうえで、再度、WGに提示いたします。</p>
			<p>（意見）（関係団体）（海上 通関WG）                      1ページ目の次期仕様で「法人番号が入力された場合は、これまでと同様に会社名・住所等の自動補完を可能とするサービスの提供についても検討する。」という項目については、国税局から法人コードの情報提供をして頂き、是非とも実現してほしい。</p> <p>法人番号に移行しても、NACCS上で法人番号が確認できる現行のIIE業務のような仕組みは必要という意見が多い。</p> <p>現状は、JASTPROコード、税関発給コードを入力することで会社名、住所等を自動補完する仕組みができています。これと同様に、新たに法人番号の項目を輸出入申告書に追加した場合においても、法人番号から自動補完するような仕組みにできないか？（そのためには、現状登録済みのJASTPROコードと税関発給コードに、法人番号を紐づける必要と、新たにJASTPROコードと税関発給コードを登録する際に法人番号を追加する必要があると思われる。）</p>	<p>御意見を踏まえ、検討致します。</p>
			<p>（意見）（関係団体）（海上通関WG）                      法人番号の入力は必須であるが、個人番号においては、その番号が判明している場合、入力をして良いか？</p> <p>個人と法人の線引きがはっきりわからない。                      例えば、通関書類上の輸出者及び輸入者が個人名で記載されている場合、純粋な個人なのか又は個人事業主かはっきりしないケースが考えられる。このような場合において、マイナンバー及び識別符号扱いはどのようになるのでしょうか。</p> <p>導入するマイナンバーにおいて、現在の輸出入者符号を使用した通関実績等を引き継ぐようにして頂きたい。</p>	<p>法人番号については、その入力を必須としておりますが、個人番号が利用できる行政手続が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により規定されておりますので、現時点では税関による制度周知リーフレットに記載されているように、個人番号の記載は不要です。</p> <p>法人番号が通知されている場合は、個人事業主であってもその入力を必須としております。</p> <p>御意見を関税局及び税関へお伝え致します。</p>

# 1. 第16回WGにおける意見等報告（航空） -

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
3	資料6	マイナンバー（法人番号）に係る対応	<p>（意見）（航空 通関WG） 登録番号が17ケタとなることで簡単に覚えられる桁数ではなくなる為、13ケタのみでの運用は考えられないのか？</p> <p>現在NACCSでは輸出入者名が自動補てんされるが、今後記載される英名は法人番号と同じ表記となるのか？枝番を運用する上でどのように表示を行う予定なのか？</p> <p>識別符号について、法人と通販会社と分かれているが、実際何を持って分けるのか？海外法人についてはその判断が難しい為、分けることは困難である。</p>	<p>枝番の必要性については、他のご意見、ご要望を踏まえ、検討致します。</p> <p>輸出入者名の表記につきましても、他のご意見、ご要望を踏まえ、検討致します。</p> <p>「識別符号」につきましては、皆様のご意見を踏まえ検討したうえで、再度、WGに提示いたします。</p>
			<p>（意見）（関係団体） 一般申告、AEO申告を区別する枝番管理（申請、承認）を税関にしたい。また、枝番の4桁は多いと考えているが如何。</p>	<p>御意見を関税局及び税関へお伝え致します。</p>
4	資料7	減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務	<p>（意見）（関係団体）（海上 通関WG） 平成29年の申告官署の自由化、許可官署の撤廃から、原本提出を減らす意味では大変有意義であると思うが、裏落とし数量登録業務は不要な業務と考える。輸出入申告時に証明書番号等を入力し、数量等を申告するので、申告情報から裏落としが出来るのではと考える。</p> <p>その他、特定用途免税揮発油引取承認申請に関する書類についても、電子処理が出来るようになることを期待する。</p>	<p>品目によって、関税割当品目における裏落とし数量と通関数量が一致しない場合があるため、「関税割当裏落とし数量仮登録（TQC）」業務は必須となります。例えば、乳製品の関税割当の場合、その製品中に含まれる規定成分の係数を乗じたものを数量管理の対象としており、輸入申告事項登録の欄部に入力する数量と紐づけできません。</p> <p>御意見を関税局及び税関へお伝え致します。</p>
			<p>（意見）（関係団体）（海上 通関WG） 裏落としがシステム化されることに関しては非常に良いと思うが、平成29年度、通関関係書類の電子化に向けて取り組んでいるにもかかわらず、最初と手仕舞いの時に、確認印を押すために原本提出が必要になっているので、原本提出の必要がないシステムを再度検討してほしい。</p>	<p>関税割当証明書情報をNACCS登録時において原本を税関に提示していただく目的は、NACCSに登録された情報が関税割当証明書原本の内容と一致しているか確認する為です。この部分もシステム化する為には、今後、主管官庁による関税割当証明書発給業務等についてもシステム化が必要であり、各主管官庁の対応によります。</p>
			<p>（意見）（関係団体）（海上通関WG） 申告毎に関割原本の提示とNACCSにおける裏落とし管理、この両方で業務を行うのは、業務が二重となっていると思われる。</p>	<p>関割原本の税関への提示が必要な時は、NACCSにて割当数量管理を開始する旨を登録する時と、終了する旨を申し出る時のみとなります。NACCSにて割当数量の管理を行う場合は、申告毎に関割原本を税関に提示する必要はございません。</p>

# 1. 第16回WGにおける意見等報告（航空） -

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
4	資料7	減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務	<p>（意見）（航空 通関WG）</p> <p>すでに経済産業省でI Lなどの管理が行われているが、今回追加されるものと業務が類似しており、二つのシステムはどのように今後運用していくつもりなのか教えていただきたい。</p> <p>使用終了に伴い、管理終了手続きは郵送などでも対応するのか？すべて窓口対応となるのか？</p> <p>下部に表示される申告番号等一覧は、他社が入力したのか自社で入力したものかなどは、どのように確認できるのか？</p> <p>（意見）（関係団体）</p> <p>本提案が実施されることにより、申告における「関税割当証明書」の提出が不要となることは大いなるメリットであり、是非とも本システムの構築をお願いしたい。なお、より使いやすいシステムとすべく以下の事項の変更を要望する。</p> <p>関税割当申請のNACCS取込み</p> <p>現在、年度初めに各主管官庁を訪問し申請を行っていますが、これをNACCS上で主管庁に申請できるようにして頂きたい。</p> <p>関税割当本登録業務の主管庁の実施</p> <p>輸入者はNACCSへの仮登録実施後、原本を税関へ提出することになっているが、これを不要とし、NACCS上で主管庁にて本登録出来るようにしていただきたい。</p> <p>輸入者側での任意の税関への提出</p> <p>及び が実現しないのであれば、本登録を行う税関官署は輸入者側で任意に選択出来るようにしていただきたい。</p> <p>管理終了手続のNACCS取込み</p> <p>関税割当業務終了後の主管庁との手続きはNACCSで実施出来るようにしていただきたい。</p>	<p>NACCSにおけるシステム化導入の初期段階として、主管官庁による関税割当証明書発給後の、輸入申告に係る裏落数量管理をターゲットとしております。今後、経済産業省で既にシステム化されているI L、I Q発給業務と同様の発給業務システム化については、主管官庁のご判断となります。</p> <p>御意見を関税局及び税関へお伝え致します。</p> <p>「関税割当証明書内容照会（ITQ）」業務の下部にて裏落とし履歴照会が可能ですが、表示される履歴には、輸入者様と通関業者間の契約状況等の情報保護の観点から、申告を行った通関業者の情報は表示しない仕様となっております。</p> <p>御意見として承りました。しかしながら、今回の御提案は、NACCSにおけるシステム化導入の初期段階として、輸入申告に係る裏落数量管理をターゲットとしております。今後、主管官庁による関税割当証明書発給業務等についてシステム化されるかは、主管官庁のご判断となります。</p> <p>関税割当証明書の内容をNACCSに登録する TQA業務を実施後、登録内容の確認及び本登録を受ける税関官署は、任意で選択可能です。</p>
5	-	輸入事項登録における、消費税減免税コードの入力による審査部門の自動払出機能の追加	<p>（意見）（航空 通関WG）</p> <p>現在、税関官署によっては、減免税申告の審査部門が指定されている。現行のNACCSでは、定率法14条の再輸入免税等の事項登録時において関税等の免税コードを入れた場合には、システムが認識して自動で指定された減免税審査部門が払いだされている。しかしながら、元々、関税無税で消費税のみ課税品目において消費税減免税コードZ11を入力した場合、システムで減免税審査部門が払いだされない為、手入力で部門を上書きして申告する必要があり、再輸入免税案件を多く扱っている当社においては、部門の入力ミスを度々、税関から指摘されている。消費税減免税コードのみを入力した場合でも、各官署で指定された審査部門が払い出す仕様にして欲しい。</p>	<p>システムで対応が可能かも含めて、検討致します。</p>